

○松山衛生事務組合公平委員会議事規則

制 定 昭和 46 年 5 月 8 日公平委規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

第 2 条 公平委員会の会議は、定例会および臨時会とする。

(定例会)

第 3 条 定例会は、毎月第 1 木曜日午後 1 時から松山市役所内において開催することを例とする。

(臨時会)

第 4 条 臨時会は、委員長が必要があると認めたとき、または委員の請求があったとき委員長が招集する。

2 臨時会を開催する場合において委員長は、会議に付する事項ならびに会議開催の日時および場所を委員に対してあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、委員の過半数の同意によって公開することができる。

(議事録)

第 6 条 法第 1 1 条第 3 項の議事録には、委員全員が署名押印しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。